

原告は本人の意志に関わらず、連れ去りなどで子供と離れて暮らす別居親である。本件訴訟は、①親権者であるにも拘わらず、子を養育する同居親の希望に従った公立学校により、学校行事への参加を拒否された原告1、②離婚により親権を失った後、子を養育する同居親（親権者）の希望にしたがった公立学校により、学校行事への参加を拒否された原告2、③親権者であるにも拘わらず、子を養育する同居親の希望にしたがった公立学校と教育委員会により、子の就学先を教えてもらえず、また学齢簿の開示も拒否された原告3が、それぞれの公立学校を所轄する地方公共団体（すべてさいたま県内）を被告として、以下の主張を行い、国家賠償法に基づく損害賠償を請求する訴訟です。

1 本件違法行為1ないし本件違法行為15が、憲法14条1項及び憲法24条2項に違反する違法行為であることについて

(1) 憲法14条1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定している。

憲法14条1項の趣旨からは、事柄の性質に即応して合理的と認められる取り扱いでなければ、違憲となる（最高裁大法廷昭和39年5月27日判決）。

原告1と原告3は、子の親権者であり、子の学校行事への参加や子の学校情報の入手等について、それぞれの配偶者との間で差別的取扱いを受けることには、何ら合理的な理由はない。

また、原告2も、子の親であり、やはり子の学校行事への参加や子の学校情報の入手等について、元配偶者との間で差別的取扱いを受けることには、何ら合理的な理由はない。

以上により、本件違法行為1ないし本件違法行為15が、事柄の性質に即応して合理的と認められない差別的取扱いを原告らに行ったことは明白であり、それらは憲法14条1項に違反する違法行為である。

(3) 第169回国会（常会）において、以下の質問と、政府の答弁が行われている。

第169回国会（常会）

質問主意書

質問第一二五号

民法第七六六条及び第八一九条、ならびに、非親権者と子の面接交流に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年五月十四日

谷岡郁子

「九 現在、多くの教育の現場では、非親権者の親は、親権者の同意が無ければ子の学校の記録の入手や学校行事への参加を事実上拒まれている。かかる状況は憲法二四条に保障する家族関係における個人の尊厳と両性の平等に反していると考えられるが、どう考えるか。」

第169回国会（常会）

答弁書

答弁書第一二五号

内閣参質一六九第一二五号

平成二十年五月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

「九について

御指摘の「状況」については、文部科学省として把握していないため、お答えすることは困難であるが、子の学校の記録の開示や保護者等の学校行事への参加については、各教育委員会や学校が、個別・具体の状況を踏まえつつ、御指摘の憲法第二十四条の趣旨、個人情報取り扱い、児童生徒に対する教育上の影響等を勘案しながら適切に判断されるべきものとする。

(2) このように、政府は、「非親権者の親の、子の学校の記録の開示や保護者等の学

校行事への参加については、憲法24条に保障する家族関係における個人の尊厳と両性の平等の趣旨、個人情報への取扱い、児童生徒に対する教育上の影響等を勘案しながら適切に判断されるべきものとする。」と答弁している。

(3) この政府の答弁で表明されているように、24条2項の適用が非親権者の親の学校への参加にも適用される。

憲法24条2項は、「家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と規定している。同条項の趣旨は、国会に対して、法律を、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定することを命じただけでなく、制定されている法律に基づく適用も、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して行うことを命じた内容である。

すると、本項(1)で述べたとおり、原告1と原告3は、子の親権者であり、子の学校行事への参加や子の学校情報の入手等について、それぞれの配偶者との間で差別的取扱いを受けることには、何ら合理的な理由はない。

また、原告2も、子の親であり、やはり子の学校行事への参加や子の学校情報の入手等について、元配偶者との間で差別的取扱いを受けることには、何ら合理的な理由はない。

以上により、本件違法行為1ないし本件違法行為15が、個人の尊厳と両性の本質的平等に即応して合理的と認められない差別的取扱いを原告らに行ったことは明白であり、それらは憲法24条2項に違反する違法行為である。

(3) ア 東京地裁令和3年2月17日判決及びその控訴審である東京高裁令和3年10月28日判決は、以下のとおり判示して、親による子の養育関係は、親にとっても子にとっても「人格的な利益」とであると判示した。

「親である父又は母による子の養育は、子にとってはもちろん、親にとっても、子に対する単なる養育義務の反射的な効果ではなく、独自の意義を有するものといえることができ、そのような意味で、子が親から養育を受け、又はこれを行うことについてそれぞれ人格的な利益を有するといえることができる。しかし、これらの人格

的な利益と親権との関係についてみると、これらの人格的な利益は、離婚に伴う親権者の指定によって親権を失い、子の監護及び教育をする権利等を失うことにより、当該人格的な利益が一定の範囲で制約され得ることになり、その範囲で親権の帰属及びその行使と関連するものの、親である父と母が離婚をし、その一方が親権者とされた場合であっても、他方の親（非親権者）と子の間も親子であることに変わりがなく、当該人格的な利益は、他方の親（非親権者）にとっても、子にとっても、当然に失われるものではなく、また、失われるべきものでもない。」

イ ちなみに、東京地裁令和元年（2019年）11月22日判決は、両親との面会妨害行為を行った長女と次女2人に対して三女が損害賠償を求めた事件において、「親と面会交流したいという子の素朴な感情や、面会交流の利益は法的保護に値する」として賠償命令を出した。

この判決も、親による子の養育関係である「人格的な利益」の1つである親と面会交流したいという子の素朴な感情や、面会交流の利益」を「法的保護に値する」と判示したものである。

ウ また、宇都宮地裁令和3年3月3日判決は、父親から虐待され児童擁護施設に入所した長男（14歳）との面会を制限したのは違法などとして、両親が栃木県内の児童相談所（児相）を所管する栃木県に計660万円の損害賠償を求めた訴訟において、虐待をしていない母親について「保護者として面会通信などを行う権利や法的利益を侵害した」と県側の対応を一部違法とし、慰謝料など15万円の支払を命じた。

この判決も、親による子の養育関係である「人格的な利益」の1つである子と面会通信などを行う権利や法的利益」を「法的保護に値する」と判示したものである。

エ 本件違法行為1ないし本件違法行為15は、いずれも、親による子の養育関係である「人格的な利益」を侵害するものであり、違法であることは明白である。